

## ○ケアタウン構想検討委員会設置要綱

(平成 21 年 4 月 20 日)

## ケアタウン構想検討委員会設置要綱

(設置)

**第 1 条** 社会的に支援を必要とする方々を地域、行政及び事業者が連携して支える仕組みについて、市民等に広く意見を求めて検討を行うため、ケアタウン構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会的に支援を必要とする方々を地域、行政及び事業者が連携して支える仕組みづくりに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、小田原市全体の地域福祉の推進に関すること。

(委員)

**第 3 条** 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が決定する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 行政関係者
  - (3) 民生委員児童委員協議会の推薦を受けた者
  - (4) 自治会総連合の推薦を受けた者
  - (5) 小田原市社会福祉協議会の推薦を受けた者
  - (6) 地域で福祉活動をしている団体の推薦を受けた者
  - (7) 公募により選出された市民
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の人数は、市長が別に定める。
  - 3 委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
  - 4 委員は、委員として知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

## ケアタウン構想検討委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、ケアタウン構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

**第 2 条** 検討委員会は、公開とする。

(傍聴の手續)

**第 3 条** 検討委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名等を傍聴受付票に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の禁止)

**第 4 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険の恐れのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の進行を妨げる恐れがあると委員長が認める者

(定員)

**第 5 条** 傍聴する者の定員は、20 人以内とする。

(禁止行為)

**第 6 条** 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (3) 会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (4) 飲食、飲酒及び喫煙をすること。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をすること。
- (6) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(退場)

**第 7 条** 委員長は、傍聴する者がこの要領に違反する時は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

**第 8 条** この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 21 日から施行する。